

令和7年

第4回（12月）河合町議会定例会議案

令和 7年12月 5日

河 合 町

付 議 事 件

- 議案第 5 5 号 令和 7 年度河合町一般会計補正予算について
- 議案第 5 6 号 令和 7 年度河合町介護保険特別会計補正予算について
- 議案第 5 7 号 河合町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第 5 8 号 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議案第 5 9 号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 議案第 6 0 号 工事請負契約の変更契約の締結について
- 議案第 6 1 号 河合町都市計画マスタープランを定めることについて（別冊）

議案第55号

令和7年度

河合町一般会計補正予算

(第3号)

河合町

令和7年度河合町一般会計補正予算（第3号）

令和7年度河合町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 26,947千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8,365,660千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和 7年 12月 5日 提出

河合町長 森 川 喜 之

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
16 県支出金		千円 613,469	千円 1,320	千円 614,789
	2 県補助金	228,998	1,320	230,318
19 繰入金		243,246	22,027	265,273
	1 基金繰入金	241,045	22,027	263,072
22 町債		600,000	3,600	603,600
	1 町債	600,000	3,600	603,600
歳入合計		8,338,713	26,947	8,365,660

歳 出

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
2 総務費		千円 1,338,775	千円 5,396	千円 1,344,171
	1 総務管理費	1,184,777	△751	1,184,026
	2 徴税費	81,129	3,562	84,691
	3 戸籍住民基本台帳費	41,651	2,585	44,236
3 民生費		2,710,599	19,706	2,730,305
	1 社会福祉費	1,800,955	17,066	1,818,021
	2 児童福祉費	909,644	2,640	912,284
4 衛生費		831,135	△4,475	826,660
	2 清掃費	576,585	△4,475	572,110
8 消防費		273,994	3,600	277,594
	1 消防費	273,994	3,600	277,594
9 教育費		812,166	2,720	814,886
	6 保健体育費	35,410	2,720	38,130
歳 出 合 計		8,338,713	26,947	8,365,660

第2表 地方債補正

(単位：千円)

起債の 目的	補正前				補正後			
	限度額	起債 の方法	利率	償還の方法	限度額	起債 の方法	利率	償還の 方法
7. 防災対策 事業債	34,900	普通貸借 又は 証券発行	年5% 以内 (ただし、利率 見直し方式で 借り入れる資 金について、 利率の見直し を行った後に おいては、当 該見直し後の 利率)	政府資金につ いては、その融 資条件により、 銀行その他の 債権者との協 定による。 但し、町財政 の都合により 据置期間及び 償還期限を短 縮し若しくは 繰上償還又は 低利に借換え することができる。	38,500	補正前 に同じ	補正前 に同じ	補正前 に同じ
合計	600,000				603,600			

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
	千円	千円	千円
16 県支出金	613,469	1,320	614,789
19 繰入金	243,246	22,027	265,273
22 町債	600,000	3,600	603,600
歳 入 合 計	8,338,713	26,947	8,365,660

(歳 出)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
	千円	千円	千円
2 総務費	1,338,775	5,396	1,344,171
3 民生費	2,710,599	19,706	2,730,305
4 衛生費	831,135	△4,475	826,660
8 消防費	273,994	3,600	277,594
9 教育費	812,166	2,720	814,886
歳 出 合 計	8,338,713	26,947	8,365,660

補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
			5,396
1,320			18,386
			△4,475
	3,600		
			2,720
1,320	3,600		22,027

2 歳 入

(款) 16 県支出金

(項) 2 県補助金

目	補正前の予算額	補正予算額	計
2 民生費県補助金	千円 119,974	千円 1,320	千円 121,294
計	228,998	1,320	230,318

(款) 19 繰入金

(項) 1 基金繰入金

1 財政調整基金繰入金	206,636	22,027	228,663
計	241,045	22,027	263,072

(款) 22 町債

(項) 1 町債

6 消防債	34,900	3,600	38,500
計	600,000	3,600	603,600

節		説	明
区 分	金 額		
3 児童福祉費補助金	千円 1,320	保育対策総合支援事業費補助金	千円 1,320

1 財政調整基金繰入金	22,027	財政調整基金繰入金	22,027

3 防災対策事業債	3,600	防災対策事業	3,600

1 6 款 県支出金 1 9 款 繰入金 2 2 款 町債

3 歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 一般管理費	千円 575,654	千円 2,679	千円 578,333	千円	千円	千円	千円 2,679
5 企画費	36,967	△3,430	33,537				△3,430

節・細節		説	明
区 分	金 額		
2 給料	千円 1,472	07 秘書管理費	千円 2,679
2 一般職給	1,472	2 給料	1,472
		一般職給	1,472
3 職員手当等	1,106	3 職員手当等	1,106
1 扶養手当	69	扶養手当	69
2 一般職地域 手当	77	一般職地域手当	77
10 一般職期末 手当	336	一般職期末手当	336
11 勤勉手当	234	勤勉手当	234
12 通勤手当	102	通勤手当	102
13 住居手当	168	住居手当	168
14 児童手当	120	児童手当	120
4 共済費	101	4 共済費	101
3 一般職共済 組合負担金	101	一般職共済組合負担金	101
2 給料	△1,650	16 安心安全推進費	△3,430
2 一般職給	△1,650	2 給料	△1,650
		一般職給	△1,650
3 職員手当等	△1,219	3 職員手当等	△1,219
2 一般職地域 手当	△82	一般職地域手当	△82
10 一般職期末 手当	△500	一般職期末手当	△500
11 勤勉手当	△400	勤勉手当	△400
12 通勤手当	△41	通勤手当	△41
		住居手当	△196
		4 共済費	△561
		一般職共済組合負担金	△561

2 款 総務費

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	1,184,777	△751	1,184,026				△751

(款) 2 総務費

(項) 2 徴税費

1 税務総務費	72,511	3,562	76,073				3,562
計	81,129	3,562	84,691				3,562

節・細節		説 明
区 分	金 額	
13 住居手当	千円 △196	千円
4 共済費	△561	
3 一般職共済 組合負担金	△561	

2 給料	1,600	01 税務一般管理費	3,562
2 一般職給	1,600	2 給料	1,600
		一般職給	1,600
3 職員手当等	437	3 職員手当等	437
		一般職地域手当	80
2 一般職地域 手当	80	一般職期末手当	210
10 一般職期末 手当	210	勤勉手当	147
11 勤勉手当	147	4 共済費	469
		一般職共済組合負担金	469
4 共済費	469	12 委託料	1,056
3 一般職共済 組合負担金	469	その他	1,056
		・軽自動車税申告オンライン化に伴うシステム改修	1,056
12 委託料	1,056		
5 その他	1,056		

2 款 総務費

(款) 2 総務費

(項) 3 戸籍住民基本台帳費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 戸籍住民基本台帳費	千円 41,651	千円 2,585	千円 44,236	千円	千円	千円	千円 2,585
計	41,651	2,585	44,236				2,585

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

1 社会福祉総務費	424,201	339	424,540				339
18 後期高齢者医療費	389,512	16,727	406,239				16,727
計	1,800,955	17,066	1,818,021				17,066

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

2 児童福祉施設費	208,652	2,640	211,292	1,320			1,320
計	909,644	2,640	912,284	1,320			1,320

節・細節		説	明
区 分	金 額		
12 委託料	千円 2,585	01 戸籍住民基本台帳費	千円 2,585
5 その他	2,585	12 委託料 その他 ・ 戸籍共同親権対応システム改修	2,585 2,585 2,585

27 繰出金	339	27 介護特会繰出金（認定事務費分）	339
1 繰出金	339	27 繰出金 繰出金	339 339
18 負担金、補助及び交付金	16,727	01 後期高齢者医療費	16,727
1 負担金	16,727	18 負担金、補助及び交付金 負担金 ・ 令和6年度 定率市町村負担金精算分	16,727 16,727 16,727

18 負担金、補助及び交付金	2,640	18 保育対策総合支援事業費	2,640
2 補助金	2,640	18 負担金、補助及び交付金 補助金 ・ 奈良県保育士等処遇改善事業補助金	2,640 2,640 2,640

2 款 総務費 3 款 民生費

(款) 4 衛生費

(項) 2 清掃費

目	補正前の 予算額	補正 予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 清掃総務費	千円 104,222	千円 △4,475	千円 99,747	千円	千円	千円	千円 △4,475
計	576,585	△4,475	572,110				△4,475

(款) 8 消防費

(項) 1 消防費

2 消防施設費	27,383	3,600	30,983		3,600		0
計	273,994	3,600	277,594		3,600		0

(款) 9 教育費

(項) 6 保健体育費

1 保健体育総務費	21,960	2,720	24,680				2,720
-----------	--------	-------	--------	--	--	--	-------

節・細節		説 明	
区 分	金 額		
2 給料	千円 △3,053	01 清掃総務費	千円 △4,475
2 一般職給	△3,053	2 給料	△3,053
		一般職給	△3,053
3 職員手当等	△942	3 職員手当等	△942
2 一般職地域 手当	△106	一般職地域手当	△106
10 一般職期末 手当	△461	一般職期末手当	△461
11 勤勉手当	△375	勤勉手当	△375
4 共済費	△480	4 共済費	△480
3 一般職共済 組合負担金	△480	一般職共済組合負担金	△480

14 工事請負費	3,600	02 消防施設費	3,600
1 建設事業費	3,600	14 工事請負費	3,600
		建設事業費	3,600
		・Jアラート新型受信機更新工事	3,600

2 給料	1,631	01 保健体育総務費	2,720
2 一般職給	1,631	2 給料	1,631
		一般職給	1,631

4 款 衛生費 8 款 消防費 9 款 教育費

(款) 9 教育費

(項) 6 保健体育費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	35,410	2,720	38,130				2,720

節・細節		金額	説明	金額
区分				
3 職員手当等	千円 618		3 職員手当等	千円 618
2 一般職地域 手当	82		一般職地域手当	82
10 一般職期末 手当	306		一般職期末手当	306
11 勤勉手当	230		勤勉手当	230
4 共済費	471		4 共済費	471
3 一般職共済 組合負担金	471		一般職共済組合負担金	471

9款 教育費

議案第56号

令和7年度

河合町介護保険特別会計補正予算

(第2号)

河合町

令和7年度河合町介護保険特別会計補正予算（第2号）

令和7年度河合町の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ677千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,269,238千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7年 12月 5日 提出

河合町長 森 川 喜 之

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
4 国庫支出金		千円 510,546	千円 338	千円 510,884
	2 国庫補助金	142,891	338	143,229
7 繰入金		370,789	339	371,128
	1 一般会計繰入金	319,084	339	319,423
歳入合計		2,268,561	677	2,269,238

歳 出

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
1 総務費		千円 18,389	千円 677	千円 19,066
	1 総務管理費	1,898	677	2,575
歳 出 合 計		2,268,561	677	2,269,238

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
4 国庫支出金	千円 510,546	千円 338	千円 510,884
7 繰入金	370,789	339	371,128
歳 入 合 計	2,268,561	677	2,269,238

(歳 出)

款	補正前の予算額	補正予算額	計
1 総務費	千円 18,389	千円 677	千円 19,066
歳 出 合 計	2,268,561	677	2,269,238

補 正 予 算 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円 338	千円	千円	千円 339
338			339

2 歳 入

(款) 4 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の予算額	補正予算額	計
3 介護保険事業費補助金	千円 0	千円 338	千円 338
計	142,891	338	143,229

(款) 7 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

2 その他一般会計繰入金	18,256	339	18,595
計	319,084	339	319,423

節		説	明
区 分	金 額		
1 介護保険事業費補助金	千円 338	介護保険システム改修補助金	千円 338

2 事務費繰入金	339	認定事務費繰入金	339

4 款 国庫支出金 7 款 繰入金

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の 予算額	補 正 予算額	計	補正予算額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 一般管理費	千円 808	千円 677	千円 1,485	千円 338	千円	千円	千円 339
計	1,898	677	2,575	338			339

節・細節		説 明	
区 分	金 額		
12 委託料	千円 677	01 一般管理費	千円 677
5 その他	677	12 委託料 その他 ・税制改正に伴うシステム改修	677 677 677

1 款 総務費

議案第57号

河合町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

河合町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めます。

令和 7年12月 5日

河合町長 森 川 喜 之

河合町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条—第20条）

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則（第21条）

第2節 一般型乳児等通園支援事業（第22条—第26条）

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業（第27条・第28条）

第3章 雑則（第29条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（以下「最低基準」という。）を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

（最低基準の目的）

第3条 最低基準は、乳児等通園支援事業（法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。以下同じ。）を利用している乳児又は幼児（以下「利用乳幼児」という。）が、明るく衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「乳児等通園支援事業所」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が乳児等通園支援（乳児等通園支援事業として行う乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助をいう。以下同じ。）を提供することにより、利用乳幼児が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

（最低基準の向上）

第4条 町長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する乳児等通園支援事業を行う者（以下「乳児等通園支援事業者」という。）

に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 町は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(最低基準と乳児等通園支援事業者)

第5条 乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(乳児等通園支援事業者の一般原則)

第6条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、1人1人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、当該乳児等通園支援事業者が行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

5 乳児等通園支援事業所には、乳児等通園支援事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(乳児等通園支援事業者と非常災害)

第7条 乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練(次項の訓練を除く。)をするように努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月1回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。

(安全計画の策定等)

第8条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園

支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を行う場合の所在の確認）

第9条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより1つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

（乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件）

第10条 乳児等通園支援事業所の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

（乳児等通園支援事業所の職員の知識及び技能の向上等）

第11条 乳児等通園支援事業所の職員は、常に自己研鑽に励み、乳児等通園支援事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第12条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)

第13条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第14条 乳児等通園支援事業所の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第15条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的の実施するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第16条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該施設において行うことが必要な

調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(乳児等通園支援事業所内部の規程)

第17条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- (1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
 - (2) その提供する乳児等通園支援の内容
 - (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
 - (4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに行わない日
 - (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
 - (6) 利用定員
 - (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項
 - (8) 緊急時等における対応方法
 - (9) 非常災害対策
 - (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
 - (11) その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項
- (乳児等通園支援事業所に備える帳簿)

第18条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかななければならない。

(秘密保持等)

第19条 乳児等通園支援事業所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第20条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、町からの指導又は

助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則

(乳児等通園支援事業の区分)

第21条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって次項に定めるものに該当しないものをいう。

3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。）の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

第2節 一般型乳児等通園支援事業

(設備の基準)

第22条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。

(2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。

(3) ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。

(4) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えるこ

と。

- (5) 満2歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。
- (6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上であること。
- (7) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次の各号に掲げる要件に該当するものであること。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の上欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段

		<p>2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備</p> <p>3 屋外階段</p>
4階以上の階	常用	<p>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段</p> <p>2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</p>
	避難用	<p>1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。）</p> <p>2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路</p> <p>3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段</p>

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその1に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合

において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。

(職員)

第23条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士（奈良県が法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）である場合には、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士（以下「地域限定保育士」という。）以下この条において同じ。

）その他乳児等通園支援に従事する職員として町長が行う研修（町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。

2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所1につき2人を下ることはできない。

3 第1項に規定する乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる。

(1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業（以下「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。

(2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている保育室等において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

（設備及び職員の基準の特例）

第24条 子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、前2条の規定は適用しない。

（乳児等通園支援の内容）

第25条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。

（保護者との連絡）

第26条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業

（設備及び職員の基準）

第27条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「余裕活用型乳児等通園支援事業所」という。）の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（保育所に係るものに

限る。)

(2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 認定こども園法第3条第2項に規定する主務大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準

(3) 幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）

(4) 家庭的保育事業等を行う事業所 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。)

(準用)

第28条 第25条及び第26条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。

第3章 雑則

(電磁的記録)

第29条 乳児等通園支援事業者及びその乳児等通園支援事業所の職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第58号

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
の制定について

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を
別紙のとおり制定したいので、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議
決を求めます。

令和 7年12月 5日

河合町長 森 川 喜 之

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(河合町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 河合町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年12月河合町条例第18号)の一部を次のように改正する。

第10条第3項第1号中「保育士」の次に「(法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体の区域内にある放課後児童健全育成事業所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士)」を加える。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

(河合町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 河合町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年12月河合町条例第17号)の一部を次のように改正する。

第12条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号」に改める。

第23条第2項中「保育士又は」を「保育士(法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体(以下「認定地方公共団体」という。)の区域内にある家庭的保育事業を行う場所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士(以下「地域限定保育士」という。))又は」に改める。

第29条第1項中「保育士」の次に「(認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所A型にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。)」を加える。

第31条第1項中「保育士」の次に「(認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所B型にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。)」を加える。

第44条第1項中「保育士」の次に「(認定地方公共団体の区域内にある保育所型事業所内保育事業所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。)」を加える。

第47条第1項中「保育士」の次に「(認定地方公共団体の区域内にある小規模

型事業所内保育事業所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。）」を加える。

(河合町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 河合町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年12月河合町条例第16号）の一部を次のように改正する。

第25条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」に改める。

第42条第1項第3号中「及び第4項第1号」を削る。

第53条第6項中「第5項」を「前項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第59号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めます。

令和 7年12月 5日

河合町長 森 川 喜 之

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年12月河合町条例第23号）の一部を次のように改正する。

第4条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 町長又は教育委員会は、法別表の各項の下欄に掲げる事務（法第9条第1項に規定する準法定事務を含む。）を処理するために必要な限度で、住登外者宛名番号管理機能（町の事務を処理するために利用する情報システムの機能であって住登外者（町の住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同じ。）を特定する固有の番号を付番し、管理するものをいう。以下同じ。）による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）であって自らが保有するものを利用することができる。

別表第1に次のように加える。

1 2 町長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
1 3 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2の1の項中「以下同じ。）」の次に「又は住登外者宛名情報」を加え、同表2の項中「地方税関係情報」の次に「又は住登外者宛名情報」を加え、同表3の項中「及び障害者関係情報（身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報をいう。以下同じ。）」を「、障害者関係情報（身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報をいう。以下同じ。）」又は住登外者宛名情報」に改め、同表4の項中「及び障害者関係情報」を「、障害者関係情報又は住登外者宛名情報」に改め、同表5の項中「及び生活保護関係情報（生活保護法による保護の実施、就労自立給付金又は進学準備給付金の支給に関する情報をいう。以下同じ。）」を「、生活保護関係情報（生活保護法による保

護の実施、就労自立給付金又は進学準備給付金の支給に関する情報をいう。以下同じ。

) 又は住登外者宛名情報」に改める。

別表第2の6の項、7の項、8の項及び9の項中「及び障害者関係情報」を「、障害者関係情報又は住登外者宛名情報」に改める。

別表第2の10の項及び11の項中「及び生活保護関係情報」を「、生活保護関係情報又は住登外者宛名情報」に改める。

別表第3に次のように加える。

3 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの	町長	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
---------	---	----	----------------------

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

議案第60号

工事請負契約の変更契約の締結について

不毛田川流域内水対策事業調整池整備工事の変更契約を下記のとおり締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めます。

記

工 事 名	不毛田川流域内水対策事業調整池整備工事
変更前の契約金額	398,200,000円
変更後の契約金額	467,364,700円
契約の相手方	共同事業体の名称 (株)森本組・岡田建設(株)特定建設 工事共同企業体

代表者

奈良市高天町38番地3
株式会社森本組 奈良営業所
所長 仲井幸平

構成員

河合町大字川合83番地1
岡田建設株式会社
代表取締役 岡田 聡

令和 7年12月 5日

河合町長 森川喜之

議案第61号

河合町都市計画マスタープランを定めることについて

河合町都市計画マスタープランを別紙のとおり定めることについて、河合町議会基本条例第21条の規定により、議会の議決を求めます。

令和 7年12月 5日

河合町長 森 川 喜 之

